

# 佐久市教育大綱

令和 4 年 3 月

佐 久 市



## 1 策定の趣旨

人口減少・少子高齢化の更なる進行、AI や IoT などの技術革新やグローバル化の急速な進展に加え、新型コロナウイルス感染症の影響により、当市を取り巻く環境や、これまでの日常のあり方があらゆる面で大きく変化しています。

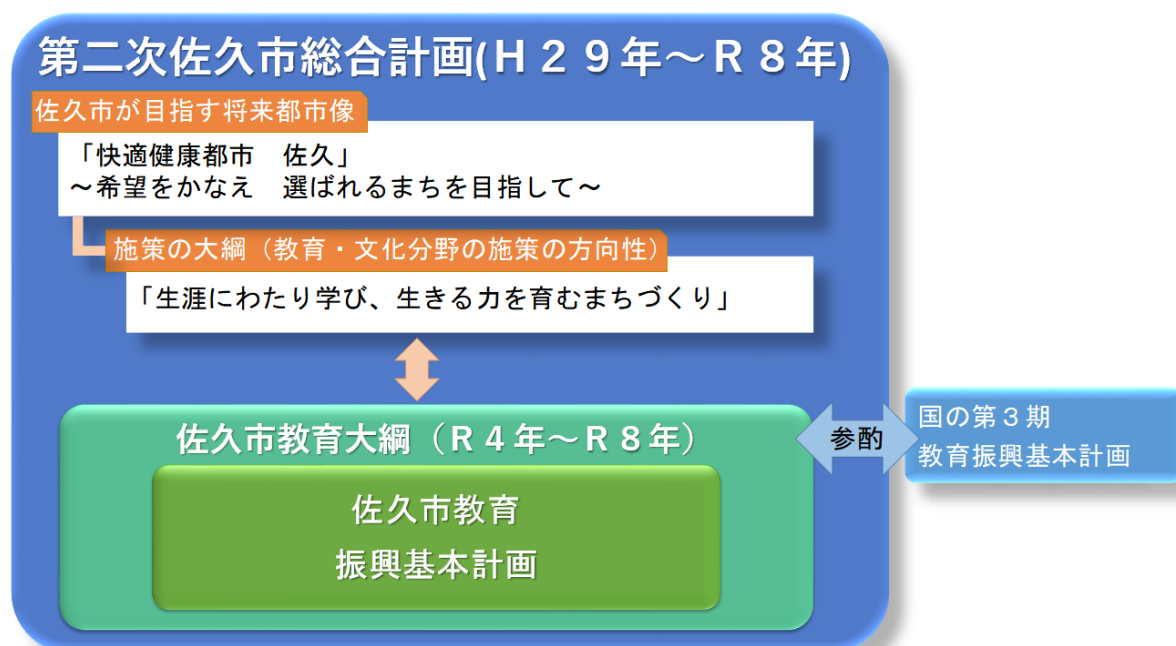
社会の変化を予測することがますます難しくなり、先行きの不透明感が高まりつつあるこれからの社会においては、人と人とのつながりの中で、自らの目指すべき先を自ら考え、主体的に社会と関わることのできる人づくり、そのような地域の将来を担う人を支え育む地域づくりが重要となります。

このため、福祉や地域振興などの一般行政と教育行政が密接に連携し、教育関係施策の総合的な推進を図るため、佐久市総合教育会議での協議、調整を踏まえ、「教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（以下「大綱」という。）」を策定します。

## 2 大綱の位置付け・期間

大綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3に規定されるもので、本市の教育行政の目標や施策の根本となる方針です。市の最上位計画である第二次佐久市総合計画における教育・文化分野の施策の方向性に即すとともに、教育委員会が策定する佐久市教育振興基本計画の基礎となるものです。

本大綱の対象期間は、令和4年度から8年度までの5年間とします。ただし、必要に応じて佐久市総合教育会議での協議、調整を踏まえ見直しを行います。



### 3 基本理念・目指す姿

全ての市民が生涯にわたり主体的・創造的に学ぶことで、一人ひとりの市民の個性も光り輝き、その集合体であるまちの活力を生み出します。

本市では、生きる力を育む人づくりと、それを支えるまちづくりを推進するため、大綱の基本理念を次のとおり定めます。

#### 基本理念

**「生涯にわたり主体的・創造的に学び、**

**生きる力を育む人づくり、まちづくり」**

基本理念を実現することにより目指す姿として、「目指す子ども像」、「目指す市民像」を定めます。

#### 目指す姿

##### 目指す子ども像

**「自ら考え、夢と志をもって、ともに未来を拓く子ども」**

変化の激しい時代を生き、未来を拓いていくために、人や自然とのかかわりあいの中で、自ら考え、夢と志を育みながら新たな世界を創っていくことができる子どもを「目指す子ども像」とします。

##### 目指す市民像

**「生涯にわたり学び、互いに支え合い、輝き続ける市民」**

人生100年時代において、多様な学びを重ね、また地域社会の未来を拓いていくために他者と協力し合うことにより、互いの個性を生かしながら自己充足感をもって活躍し続けることができる市民を「目指す市民像」とします。

# 佐久市教育大綱

---

策定 令和4年3月23日

〒385-8501 長野県佐久市中込3056番地

電話 0267-62-3067

佐久市企画部企画課

---